

# 学士課程教育における自己点検とその改善に関する年次報告書（総評）

法学部

## 1. 評価結果一覧

自己点検・評価単位	分析 項目 1-1-1	分析 項目 2-1-1	分析 項目 2-1-2	分析 項目 2-2-1	分析 項目 2-2-2	分析 項目 3-1-1	分析 項目 4-1-1	分析 項目 4-2-1	分析 項目 4-2-2	分析 項目 5-1-1	分析 項目 5-1-2	分析 項目 5-2-1
法学部	⑤	④	⑤	④	⑤	⑤	④	④	⑤	⑤	④	⑤

自己点検・評価単位	分析 項目 6-1-1	分析 項目 6-2-1	分析 項目 6-3-1	分析 項目 6-3-2	分析 項目 6-3-3	分析 項目 6-4-1	分析 項目 6-4-2	分析 項目 6-4-3	分析 項目 6-5-1	分析 項目 6-6-1	分析 項目 6-6-2	分析 項目 6-6-3
法学部	⑤	④	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	④	⑤	⑤	⑤	⑤

自己点検・評価単位	分析 項目 6-6-4	分析 項目 6-6-5	分析 項目 7-1-1	分析 項目 7-1-2	分析 項目 8-1-1	分析 項目 8-1-2
法学部	④	④	⑤	⑤	⑤	⑤

（⑤十分に適合する ④適合する ③やや適合する ②余り適合しない ①適合しない）

## 2. 評価結果に対する総評

法学部は、東広島キャンパスで実施する昼間コースに4プログラム（公共政策プログラム、ビジネス法務プログラム、法曹養成プログラム及びLaw and Politicsプログラム）、東千田キャンパスで実施する夜間主コースに1プログラム（法政総合プログラム）を有している。

そのうち、公共政策プログラム、ビジネス法務プログラム、法政総合プログラムについては、カリキュラム上共通項が多く、切り離して評価せず、関連のある項目がまとめて決定されることが少なくない。また、Law and Politicsプログラムについては、入学時に一定の入試成績のものがプログラムを選択することができるようになっており、現在まで所属学生は0名である。令和2年度に開設した法曹養成プログラムについては、令和3年度にプログラム選択が可能となり、現在の所属学生は24名（令和4年度末時点）である（令和3年度に比べて10名増加）。以上のことから、プログラムを総括している学部を評価の単位とするほうが実態に即していると判断する。

**領域1**は、教育研究上の基本組織に関する基準であり、法学部として、東広島と東千田の2キャンパスで、しかも昼・夜間の両方の時間帯で開講し、さらに公共政策・ビジネス法務・法曹養成・法政総合・Law & Politicsの5つの科目群（プログラム）に編成した専門教育科目を提供している。一方、令和

4年度の法学部の専任教員は、退職教員が5名、新規に採用された教員が1名となっており、令和4年5月1日の時点で28名である（別表1に記載している人数（34名）には、年次報告書作成の定義として他大学で専任教員として勤務していない「民間の実務者教員等の客員教員」は「専任教員等」としてカウントする旨指示があるため、6名の民間の実務者教員等の客員教員を含んでいる）。専任教員数は令和3年度より5名減っており、（人事手続上の問題から延期していた）令和3年度の退職者の補充が1名、3年任期の育成助教が3名である。

その中、任期3年の育成助教が大学院生や学部学生の指導教員にすることは難しく、学内行政を担わせるのも困難であり、任期内の他大学への転出も予想される。なお、テニュアトラック教員（准教授4名、講師1名、助教2名）には、テニュアの審査基準である（法学専門ではあまり先例のない）英語論文の執筆等とともに授業担当も多いため、積極的な学内行政や学外活動を求めるのが実質困難である。したがって、テニュアトラック教員らがテニュアを獲得するまでは、法学部として安定的な教育・研究を行う教員数の確保ができていないと言え難い。

学部に人事の決定権は既に無く、また組織の改編によって、今後の人事の進め方にどのような変化が発生するのか必ずしも明瞭でないことが、学部の将来構想の迅速な実現への妨げとなっている。安定した教育を提供するための窮余の一策として、他プログラムに所属している同じ専門の教員を活用することも考えられるが、現在、他プログラム所属の教員の授業負担を調整する権限の所在が明確でない。なお、教員の採用時に所属部局及び担当科目を明示しているため、他部局の授業担当を求めるのは該当教員に相当な負担を強いることになる。したがって、各部局で提供している科目に伴う担当教員の充員は、必要不可欠である。このことを前提にして、新たな教育研究体制の構築を図っていく必要がある。今後の人事についての見通しが立たず、どの退職者ポストの補充が可能なのかについての判断ができないなかで、暫定的な見通しに基づいて、カリキュラムや履修基準等の小幅な再編を行ってきたが、将来構想に基づく大胆な再編作業は膨大な労力と現職教員との綿密な協議なしにはできないものであるため、完結できていない。令和5年度も引き続き作業を行っているが、学生の教育に滞りがあってはならないので、現員で可能な範囲で、カリキュラムを構築し、実施する必要がある。

また、法学部では東広島、東千田それぞれのキャンパスにおいて教育を実施する必要があり、この2キャンパスで、コロナウイルス感染状況によって大学の行動指針のレベルに沿って、通常時は対面式、レベルが上がれば非対面式での講義や演習を滞りなく行ってきた。なお、大学の行動指針のレベルの緩和により、原則として対面式授業が行われている他学部とは異なり、法学部では令和5年度からの東千田移転に伴い、東広島キャンパスで通学する昼間コースの学生のための救済措置としてハイブリット式の講義や演習を引き続き行う必要がある。これは、昼間コースと夜間主コースの両方の時間帯において教育を実施する際に、それぞれの授業方法を異にせざるを得ないため、ひとえに各教員の熱心な努力によらないと十分に機能していけない。しかし個々の教員の努力でできることには限界があるため、教育資源再配分を行いながら、法学部として必要な教育を実施するために最大限の努力を払っている。

**領域2**は、内部質保証システムに関する基準である。学生の授業改善アンケートや卒業時アンケート、企業、官庁からの卒業生についての評価の聞き取りの結果を、教員個人にフィードバックしていくことが必要であり、このための努力を行っている。一方、本部で行われた就職先等からの意見聴取の結果で

は、各部局別卒業生のフィードバックとして活用しにくいいため、より細分化した（専門別）調査がなされることを期待したい。

**領域3**は、教育情報等の公表に関する基準である。これについては英語版シラバスの作成が行われているほか、学部ウェブページで、教育研究活動に関する情報が公開されているとともに、お知らせ掲示などの充実も図っている。学部ウェブページについては英語のみならず、中国からの留学生に対応することを前提として、中国語版のサイト構築を準備している。このことについては平成28年度からの課題としていまだに中国語版のサイトを構築できていないが、中国からの留学生を増加させることは、学部として喫緊の課題であり、3+1プログラムによる優秀な学生を法学部に牽引するために重要であるため、引き続き取り組んでいく。

**領域4**は、施設及び設備並びに学生支援に関する基準である。分析項目4-2-1については、学生団体である法学部ゼミナール連絡会議と教職員との懇談により、学生目線に立った支援を充実させることや、指導教員等の適切なチュータリングにより、近年増加してきている留学生の孤立を防ぐための取組を実施してきている。特に、令和5年の東千田キャンパス移転のために、多様な通学支援制度（東広島～東千田キャンパス間の無料シャトルバスの運行、授業による通学のための交通費支援、引越費用支援）、法学部生専用のロッカー設置などを行う一方、東千田キャンパスの総合校舎L棟の設計段階で、オールジェンダー対応（バリアフリードイレに着替えができる台を設置）及び障がい学生のための施設（全ての施設の出入口の扉について車椅子が出入りできる幅を確保すること、1階から5階にはバリアフリートイレを設置すること、1階の食堂や4階の自習スペース（SENDA LAB）で車椅子がそのまま使用できる机を配置すること、未来創生センター（講義室）とL棟（新棟）との間に雨天の際にも濡れずに車椅子などが移動できるように屋根を設置すること）を提案し、設置している。

このL棟の落成式典は法学部東千田キャンパス移転式典と共に令和5年4月16日に東千田キャンパスにおいて行われ、中国新聞を始めとする各種メディアで放送された。それ以前からも移転については読売新聞等で報道されており、法学部の都心回帰に伴う各種の施設設備にも人々から高い関心が持たれていたことがうかがえる。その他、東千田キャンパスに通う外国人留学生から、イスラム教の礼拝用の部屋を用意して欲しいとの相談があり、キャンパス内で調整を行い、C棟3階にお祈りができ、その際に手や足を洗うことができる部屋を確保した。

**領域5**は、学生の受け入れに関する基準である。アドミッションポリシーに基づき、昼間コース、夜間主コースともに学部入試委員、法学部長を中心とした学部長室会議にて入試方式等の検討・検証をおこなっており、多彩な入試方式（一般選抜前期日程（昼：110名・夜：10名）、後期日程（昼：25名・夜：5名）、広島大学光り輝き入試Ⅱ型（昼：5名）、国際バカロレア型（昼・夜：若干名）、社会人型（夜：15名）、フェニックス型（夜：若干名）、外国人留学生（昼：若干名）、編入学（昼：10名・夜：10名）を採用し、入学定員を満たしている。

**領域6**は、教育課程と学修成果に関する基準である。これについては教育課程の内容と水準、さらには成績評価と卒業認定に係る審査体制はほぼ基準を満たしている。特に、令和3年度より、各評価項目（秀・優・良・可）の割合の目安を明記するなど、成績評価の基準を明確にして厳格化を図る「法曹養

成プログラムにおける成績評価の基準」を立て適用してきたが、令和4年度からは、この基準を法学部の全てのプログラムに拡大適用し、成績評価の統一的基準として組織的に活用している。

一方、分析項目6-6-5について、研究に対する取り組みや研究成果の発表の一つの指標である「卒業論文を執筆した学生数」と「懸賞論文提出者数」が減少しているところ、少人数教育科目である「演習」及び「統合科目」で、学生の学術論文作成の必要性を強調し、論文執筆の動機付けにより一層取り組むよう、改善計画を記した。関連して、学生に対する教育効果を上げる方法として、少人数教育を目指すことが最も望ましいが、領域1の項で述べたとおり、全体的にテニユア付きの専任教員数が減少している状態でこれを拡大することは非常に困難である。そのため、安定的な教員の確保が現実的でないことに鑑みれば、教育効果を向上させるための手段として、新型コロナウイルスの影響により活性化されたICT環境を引き続き活用していくことが考えられる。

なお、法学部では令和5年度からの東千田移転に伴い、東広島キャンパスで通学する昼間コースの学生のための救済措置としてハイブリット式の講義や演習を引き続き行う必要があるため、ICT環境を一層活用することで新たな教育方法の開発、そのような教育方法を取り入れた授業方法の改善について、法学部として現在検討を進めている。

さらに、学生による授業改善アンケートの内容を教員側が積極的に取り入れつつ、学部として漸進的に教育方法、内容の改善を図っていく。

**領域7**は、教育の国際性に関する基準である。令和4年度は留学生の入国、再入国が政府の水際対策により制限されていたため、受入についてもオンラインで行うなど、十分に行うことができなかったが、指導教員・チューター及び学生支援室、グローバル化推進グループなどの関係部署と適切な体制を組んで実施した。入国できない留学生が受講する授業の担当教員に向けて、オンライン対応による配慮依頼を学部長名で依頼を行うなど、学生の不利益にならないよう支援をおこなった。

**領域8**は、リカレント教育の推進に関する基準である。法学部では、夜間主コースにおいて社会人入試を行っているほか、広島県行政書士会との司法研修に関する覚書を締結しており、司法研修に必要な授業科目を履修するために科目等履修生制度を活用している。また、公開講座をオンラインから対面で行うことに変更したため、受講者の理解・満足度が向上することが期待される。